

重要事項説明書 (低圧)

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の「ミツウロコでんき約款」をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットの当社ウェブサイトによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。
その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 契約の範囲

- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力は50kW未満、若しくはこれらの組み合わせが50kW未満のお客様が対象です。

■ 供給電圧および周波数

- ・供給電圧は、標準電圧100Vおよび/または200Vとします。周波数は、標準周波数50Hzまたは60Hzとします。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- ・料金には、基本料金、電力量料金のほか、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただけます。
- ・請求書の発行をご希望される場合は、発行手数料として108円を申受けます。(2017年3月までは無料で発行させていただきます。)

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただけます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただけます。

■ 契約の変更・解約

- ・お客様が契約内容の変更または解約を希望される場合、毎営業時に随時受け付けます。なお、契約の変更の場合の変更後の契約の適用は、変更が受け付けられた日の次の検針日から適用いたします。なお、解約に係る違約金はございません。
- ・お客様と需給契約締結後、需給開始に至らず契約が変更・解約された場合、一般送配電事業者への費用の支払いが生じる場合があります。

■ 託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項 / 次の場合は、供給を停止する場合があります。

お客様の責めにより電気供給における保安上の危険がある場合電気工作物の改変により不正使用した場合、又は契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合、託送供給約款に定める業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合

■ 当社からの申し出による解約 / 当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかなる場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが「ミツウロコでんき約款」の規定に違反した場合

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間の消失、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、ミツウロコでんき約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・一般送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者へ通知すること

■ 個人情報の取り扱いに関する重要事項

・当社は、電気需給により知りえた個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める【個人情報】をいいます。)につきまして、お客様の本人確認、与信管理、電気需給及びこれに付随するサービス向上のための情報提供、これらのサービスの提供、工事、保守ならびに障害対応業務等、料金の計算および請求、これらに関するお客様への連絡、その他ミツウロコでんき約款に基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。

なお、お客様との電気需給に係る契約が終了した後においても、上記利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

・電気需給により知りえた個人情報につきましては【個人情報の保護に関する法律】及び関連法令、弊社【個人情報保護方針】および経済産業省【個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン】に基づき、弊社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。

・当社は、お客さまの電気料金債権をミツウロコでんき約款【26.債権譲渡】に基づき株式会社セディナに債権譲渡した場合は、株式会社セディナに対し、お客さまに係る個人情報を必要な範囲で提供致します。

■ 反社会的勢力の排除について

(1)お客さま及び当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)及び暴力団員等が経営に関与していること、不当に暴力団員等を利用していること、暴力団員等に資金を提供していることなどのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(2)お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求や脅迫的な行為、相手方の業務を妨害する行為を行わないことを表明し、保証します。

お客さま及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

■ クーリング・オフに関するお知らせ

次のことは、電力販売の態様が【特定商取引法の訪問販売等にあたる場合】のみ適用となります。

- ① お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で申込み又は契約された場合、ミツウロコ電気申込書を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。
- ② その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。

前項の場合はお客さまは次のことが保障されます。

- ① 損害賠償及び違約金の支払いを請求いたしません。
- ② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
- ③ また、電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払っている場合は、速やかにその金額を返還いたします。
- ④ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社または当社の代理店等が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は当社または当社の代理店等が威迫したことによりお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客さまに電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。

- | | |
|------------------|---|
| ・東北電力株式会社 | http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2-4a2804.pdf |
| ・東京電力パワーグリッド株式会社 | http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf |
| ・中部電力株式会社 | http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf |
| ・関西電力株式会社 | http://www.kepcoc.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf |
| ・中国電力株式会社 | http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf |
| ・四国電力株式会社 | http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf |
| ・九州電力株式会社 | http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xivp5dtn.pdf |

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出、並びに苦情その他のお問合せは下記のコンタクトセンターまでお願いします。
なお、受付時間等を充分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者:

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 (A0016)

ミツウロコでんき コンタクトセンター TEL : 0120-326-230

受付時間 : 9:00~17:00 (年中無休)

<https://www.mitsuurokogreenenergy.com/>

【別紙】料金メニュー説明書(東北エリアにお住まいの方)

契約プラン

- ・従量電灯B : 10A以上、60A以下(100V / 200V)
- ・従量電灯C : 6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力) : 50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数 : いずれも50Hz

*記号の説明

- A : アンペア
- V : ボルト
- kVA : キロボルトアンペア
- kW : キロワット
- kWh : キロワット時
- Hz : ヘルツ

料金

- ・従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力(動力)

料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間

- ・原則として、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。

なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B

基本料金

契約電流	料 金
10 A	324円
15 A	486円
20 A	648円
30 A	972円
40 A	1,296円
50 A	1,620円
60 A	1,944円

従量料金

使用電力量	段 階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	20円24銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	22円80銭
300kWh超過分	第3段階	26円31銭

従量電灯C

基本料金

契約容量	料 金
1kVAあたり	324円

従量料金

使用電力量	段 階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	20円24銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	22円80銭
300kWh超過分	第3段階	26円31銭

低圧電力(動力)

基本料金

契約電力	料 金
1kWあたり	1,179円90銭

従量料金

	1kWhあたり
夏 季	15円66銭
その他季	14円23銭

【別紙】料金メニュー説明書(東京エリアにお住まいの方)

契約プラン

- ・従量電灯B : 10A以上、60A以下(100V / 200V)
- ・従量電灯C : 6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力) : 50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数 : いずれも50Hz

* 記号の説明

- A : アンペア
- V : ボルト
- kVA : キロボルトアンペア
- kW : キロワット
- kWh : キロワット時
- Hz : ヘルツ

料金

- ・従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力(動力)

料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間

- ・原則として、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。

なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B

基本料金

契約電流	料 金
10 A	280円80銭
15 A	421円20銭
20 A	561円60銭
30 A	842円40銭
40 A	1,123円20銭
50 A	1,404円00銭
60 A	1,684円80銭

従量料金

使用電力量	段 階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	21円43銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	22円63銭
300kWh超過分	第3段階	25円24銭

従量電灯C

基本料金

契約容量	料 金
1kVA	280円80銭

従量料金

使用電力量	段 階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	21円43銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	22円63銭
300kWh超過分	第3段階	25円24銭

低圧電力(動力)

基本料金

契約電力	料 金
1kWあたり	1,046円52銭

従量料金

	1kWhあたり
夏 季	16円97銭
その他季	15円42銭

【別紙】料金メニュー説明書(中部エリアにお住まいの方)

契約プラン

- ・従量電灯B : 10A以上、60A以下(100V / 200V)
- ・従量電灯C : 6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力) : 50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数 : いずれも60Hz

* 記号の説明

- A : アンペア
- V : ボルト
- kVA : キロボルトアンペア
- kW : キロワット
- kWh : キロワット時
- Hz : ヘルツ

料金

- ・従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力(動力)

料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間

- ・原則として、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。

なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B

基本料金

契約電流	料 金
10 A	280円80銭
15 A	421円20銭
20 A	561円60銭
30 A	842円40銭
40 A	1,123円20銭
50 A	1,404円00銭
60 A	1,684円80銭

従量料金

使用電力量	段 階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	22円68銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	22円97銭
300kWh超過分	第3段階	25円52銭

従量電灯C

基本料金

契約容量	料 金
1kVA	280円80銭

従量料金

使用電力量	段 階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	22円68銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	22円97銭
300kWh超過分	第3段階	25円52銭

低圧電力(動力)

基本料金

契約電力	料 金
1kWあたり	1,067円04銭

従量料金

	1kWhあたり
夏 季	16円73銭
その他季	15円21銭

【別紙】料金メニュー説明書(関西エリアにお住まいの方)

契約プラン

- ・従量電灯A：6kVA未満(100V / 200V)
- ・従量電灯B：6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力)：50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数：いずれも60Hz

* 記号の説明

A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

料金

- ・従量電灯A、従量電灯Bおよび低圧電力(動力)

料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間

- ・原則として、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。

なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯A

従量料金

最低料金(最初の15kWhまで)		1契約	373円73銭
15kWhをこえ120kWhまで	第1段階	1kWh	24円83銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	1kWh	26円82銭
300kWh超過分	第3段階	1kWh	28円08銭

従量電灯B

基本料金および従量料金

基本料金		1kVAあたり	388円80銭
120kWhまで	第1段階	1kWh	20円47銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	1kWh	23円60銭
300kWh超過分	第3段階	1kWh	23円75銭

低圧電力(動力)

基本料金

契約電力	料 金
1kWあたり	1,005円48銭

従量料金

	1kWhあたり
夏 季	17円98銭
その他季	16円53銭

【別紙】料金メニュー説明書(中国エリアにお住まいの方)

契約プラン

- ・従量電灯A：6kVA未満(100V / 200V)
- ・従量電灯B：6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力)：50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数：いずれも60Hz

* 記号の説明

- A：アンペア
- V：ボルト
- kVA：キロボルトアンペア
- kW：キロワット
- kWh：キロワット時
- Hz：ヘルツ

料金

- ・従量電灯A、従量電灯Bおよび低圧電力(動力)

料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間

- ・原則として、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。

なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯A

従量料金

最低料金(最初の15kWhまで)		1契約	331円23銭
15kWhをこえ120kWhまで	第1段階	1kWh	22円40銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	1kWh	24円13銭
300kWh超過分	第3段階	1kWh	25円76銭

従量電灯B

基本料金および従量料金

基本料金		1kVAあたり	399円60銭
120kWhまで	第1段階	1kWh	17円76銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	1kWh	22円37銭
300kWh超過分	第3段階	1kWh	23円62銭

低圧電力(動力)

基本料金

契約電力	料 金
1kWあたり	1,036円26銭

従量料金

	1kWhあたり
夏 季	14円75銭
その他季	13円49銭

【別紙】料金メニュー説明書(四国エリアにお住まいの方)

契約プラン

- ・従量電灯A：6kVA未満(100V / 200V)
- ・従量電灯B：6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力)：50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数：いずれも60Hz

* 記号の説明

- A：アンペア
- V：ボルト
- kVA：キロボルトアンペア
- kW：キロワット
- kWh：キロワット時
- Hz：ヘルツ

料金

- ・従量電灯A、従量電灯Bおよび低圧電力(動力)

料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間

- ・原則として、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。

なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯A

従量料金

最低料金(最初の11kWhまで)		1契約	403円92銭
11kWhをこえ120kWhまで	第1段階	1kWh	22円00銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	1kWh	24円52銭
300kWh超過分	第3段階	1kWh	27円31銭

従量電灯B

基本料金および従量料金

基本料金		1kVAあたり	367円20銭
120kWhまで	第1段階	1kWh	16円66銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	1kWh	21円43銭
300kWh超過分	第3段階	1kWh	22円72銭

低圧電力(動力)

基本料金

契約電力	料 金
1kWあたり	1,041円39銭

従量料金

	1kWhあたり
夏 季	15円51銭
その他季	14円09銭

【別紙】料金メニュー説明書(九州エリアにお住まいの方)

契約プラン

- ・従量電灯B : 10A以上、60A以下(100V / 200V)
- ・従量電灯C : 6kVA以上、50kVA未満(100V / 200V)
- ・低圧電力(動力) : 50kW未満(100V / 200V)
- ・周波数 : いずれも60Hz

*記号の説明

- A : アンペア
- V : ボルト
- kVA : キロボルトアンペア
- kW : キロワット
- kWh : キロワット時
- Hz : ヘルツ

料金

- ・従量電灯B、従量電灯Cおよび低圧電力(動力)

料金は、基本料金 + 従量料金 + 燃料費調整相当額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。

料金の算定期間

- ・原則として、前月の電気の計量日(送配電事業者があらかじめ当社に通知する電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日で、検針日以前の日をいいます。)から当月の電気の計量日の前日までの期間とします。

なお、契約開始、および契約終了日が検針基準日の期中にあたる際には、日割計算を行います。

従量電灯B

基本料金

契約電流	料 金
10 A	291円60銭
15 A	437円40銭
20 A	583円20銭
30 A	874円80銭
40 A	1,166円40銭
50 A	1,458円00銭
60 A	1,749円60銭

従量料金

使用電力量	段 階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	19円13銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	19円25銭
300kWh超過分	第3段階	22円91銭

従量電灯C

基本料金

契約容量	料 金
1kVA	291円60銭

従量料金

使用電力量	段 階	1kWhあたり
最初の120kWhまで	第1段階	19円13銭
120kWhをこえ300kWhまで	第2段階	19円25銭
300kWh超過分	第3段階	22円91銭

低圧電力(動力)

基本料金

契約電力	料 金
1kWあたり	943円92銭

従量料金

	1kWhあたり
夏 季	16円79銭
その他季	15円14銭